

保護者 様

大津市教育委員会
教育長 島崎 輝久

新型コロナウイルス感染症にかかる学校再開後の児童の臨時預かりについて
(お知らせ)

平素より、本市の学校教育と新型コロナウイルス感染拡大防止へのご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年6月1日(月)から学校を再開いたしますが、概ね1週間の分散登校等を行う段階的再開期間にあつては、保護者の皆様の就労状況や児童クラブ等の受け入れ状況などを踏まえ、「臨時預かり」を延長いたします。

ただし、医療従事者などの社会的要請により勤務が必要な方など、やむを得ず保護者が学校での受け入れを希望される場合のみの「臨時預かり」といたします。また、分散型の登校により、対応人員、場所が限られていることから、これまで以上にご家庭における見守りにご協力ください。各ご家庭において、様々なご事情があることと存じますが、何とぞご理解いただきますようお願いいたします。

預かりを希望される場合は、下記の事項をご確認していただき、別紙の「臨時預かり依頼書」を5月27日(水)までに学校へご提出ください。

記

- 1 期間 令和2年6月1日(月)から概ね1週間の段階的再開期間
※学校により期間が異なります。
※分散登校を行わない学校も概ね1週間、授業後の預かりを行います。
- 2 時間 午前8時00分から午後3時30分まで
- 3 対象者 次の3つの条件を全て満たす場合を対象とします。
 - (1) 小学1、2年生の児童
 - (2) 保護者等が医療従事者などの社会的要請による勤務等でやむを得ず保育ができない場合
 - (3) 祖父母等の支援が受けられない場合

※ 特別な事情があり、やむをえず臨時預かりを希望される場合は、学校へご相談ください。

※ 児童、同居者において咳や鼻水、喉の痛みなどの風邪症状や発熱などがある場合はお預かりすることができません。
- 4 注意事項
 - (1) 登校方法、引継ぎの方法等は、学校により異なりますので、学校からの連絡に従い、対応いただくようお願いします。また、登校日に下校せず、引き続き、臨時預かりを依頼されている場合は、送迎について学校と確認するよう願います。
 - (2) 学校での急な体調不良やけがなどに備え、学校からの連絡が確実につくようお願いします。
 - (3) 期間中は給食がありませんので、弁当とお茶を持参してください。
 - (4) 感染拡大の予防のため、児童のマスク着用とアルコール消毒液(ウェットティッシュ)などの持参にご協力ください。また、保護者等が来校される際もマスクの着用にご協力ください。
 - (5) 感染状況により、臨時預かりを中止する場合があります。
- 5 その他 臨時預かりは、学習を補うものではありません。ご理解ご協力をお願いします。